

徳島県木材認証制度実施要領

徳島県木材認証機構

(目的)

第1条 この要領は、「徳島県木材認証制度のためのガイドライン（平成18年9月29日徳島県公表）」に基づき、徳島県木材認証機構（以下「機構」という。）が機構会則（以下「会則」という。）第3条に掲げる徳島県木材認証制度に関する事業に必要な事項について定める。

(認証の種類)

第2条 認証の種類は、次のとおりとする。

- ①「産地認証」
徳島県内の豊かな森林で生育し、かつ、合法的に伐採された木材であることを証明すること。
- ②「品質認証」
合法的に伐採された木材であって、徳島県内で製材・加工し、品質・性能に優れた木材・木材製品であることを証明すること。

(認証する木材の種類)

第3条 認証する木材・木材製品（以下「認証木材」という）の種類は「丸太」、「杭加工材」、「丸棒加工材」、「製材」（構造材・造作材・下地材・足場板）「合板」、「その他木材製品・木質建材」とする。

(機関登録の申請)

第4条 徳島県木材認証制度の趣旨に賛同する森林組合、素材生産業者、製材業者等林業・木材産業関係事業者は、様式第1号により徳島県木材認証制度機関登録申請書を機構へ提出するものとする。

(審査及び通知)

第5条 機構は、前条の機関登録申請書の提出を受けたときは、審査委員会で**本要領第6条の登録機関の認定要件**の可否を審査し、適当と認められるときは「登録機関」として様式第2号により認定を**通知**するものとする。
また、登録機関の認定を受けたものは、同時に「合法性・持続可能性の証明に係る事業者」の認定を受けたものとする。なお、登録機関認定の有効期間は認定の日から3年とする。

(登録機関の認定要件)

第6条 登録機関は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ①認証の対象となる木材とそれ以外の木材が混在しないよう分別管理体制がなされること。
- ②入荷及び出荷台帳等の帳簿管理がなされること。
- ③関係書類等を5年間保管すること。
- ④本取組の責任者が1名以上選任されること。

(登録機関の公表)

第7条 当機構は、認定した登録機関の名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日をホームページ等で公表するものとする。

(品質規格基準)

第8条 本要領第2条の「品質認証」における品質・性能に優れた木材・木材製品とは、別に定める「徳島県木材認証品質規格基準」(以下「基準」という。)に適合したものとす。

(製品登録の申請)

第9条 「品質認証」を受けようとする登録機関は、「認証」を受けたい製品について、様式第3号により機構へ製品登録申請書を提出するものとする。

(製品登録の審査及び通知)

第10条 機構は、前条の製品登録申請書の提出を受けたときは、審査委員会でその可否を審査し、基準に適合していると認められるときは、様式第4号によりその旨を通知するものとする。

(表示による流通方法)

第11条 木材・木材製品を出荷しようとする登録機関は、入荷する登録機関が確認できるように納品書、請求書の伝票等に「産地表示」または「品質表示」を行うものとし、この「表示」を各登録機関の間で繰り返し行うこととする。

(認証の方法及び証明書の発行)

第12条 認証の対象となる木材を納入しようとする者または納入した者等から様式第5号により「認証」申請を受けたときは、機構はその流通経路等を調査し、適当と認めるときは「認証」を行うものとする。

また、機構は「認証木材」であることを書面にて証明することができるものとし、様式第6号により証明書を発行するものとする。

(取扱実績報告の提出)

第13条 登録機関は、認証木材の取扱等に係る実績を毎年6月末日までに様式第7号により機構へ報告するものとする。

(立ち入り検査)

第14条 機構は、必要に応じて、認証木材の取扱等が適正であるか否かを検査することができるものとし、登録機関は、機構から検査を行う旨の通知を受けたときは、必要な情報を提供するなど機構に協力しなければならない。

(登録機関の取消)

第15条 機構は、登録機関が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとし、認定を取り消したときは、様式第8号により認定取消通知書を当該登録機関に通知するものとする。また、悪質と考えられる場合は、登録機関名をホームページ等で公表するものとする。

- ① 「産地表示」または「品質表示」に虚偽があったとき
- ② 登録機関から認定の取消申請があったとき
- ③ 登録機関が認定要件に適合しなくなったとき
- ④ 徳島県木材認証制度の運営に支障が生じる行為があったとき

(登録機関の遵守義務)

第16条 登録機関は、徳島県木材認証制度の信頼性を将来にわたって維持・確保していくため、本実施要領を遵守するとともに、出荷した木材・木材製品について、疑義が生じた場合は自らの責任において対処するものとする。

附則 この実施要領は、平成18年10月1日施行する。

この実施要領は、平成27年10月1日改訂する。